

平成27年 雇 用 保 険 法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 9〕 労働保険料の延納に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 概算保険料について延納が認められている継続事業(一括有期事業を含む。)の事業主は、増加概算保険料の納付については、増加概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をすることにより延納することができる。
- B 概算保険料について延納が認められている継続事業(一括有期事業を含む。)の事業主が、労働保険徴収法第 17 条第 2 項の規定により概算保険料の追加徴収の通知を受けた場合、当該事業主は、その指定された納期限までに延納の申請をすることにより、追加徴収される概算保険料を延納することができる。
- C 概算保険料について延納が認められている継続事業(一括有期事業を含む。)の事業主が、納期限までに確定保険料申告書を提出しないことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官が労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知した場合において、既に納付した概算保険料の額が、当該決定された確定保険料の額に足りないときは、その不足額を納付する際に延納の申請をすることができる。
- D 概算保険料について延納が認められ、前保険年度より保険関係が引き続く継続事業(一括有期事業を含む。)の事業主の 4 月 1 日から 7 月 31 日までの期分の概算保険料の納期限は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合であっても、7 月 10 日とされている。
- E 概算保険料について延納が認められている有期事業(一括有期事業を除く。)の事業主の 4 月 1 日から 7 月 31 日までの期分の概算保険料の納期限は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合であっても、3 月 31 日とされている。

試験問題の正答	択一式		
	8	9	10
雇用保険法 (労働保険の保険料の徴収 等に関する法律を含む)	B	C	E